

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年7月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	群馬県
3. 市区町村名	下仁田町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.shimonita.lg.jp/m06/m/15/index.html

執行機関名 下仁田町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	下仁田町福祉医療費の支給に関する条例(平成4年下仁田町条例第6号)による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		下仁田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第1項 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例(平成4年下仁田町条例第6号)による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	下仁田町福祉医療費の支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、子ども、重度心身障害者、母子家庭の母と子及び父子家庭の父と子の健康管理の向上に寄与するため、これらの者が社会保険等で医療を受けた場合に自己負担をしなければならない費用を福祉医療費として支給し、その福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		下仁田町福祉医療費の支給に関する条例 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例施行規則